

育児・介護休業法が改正されます

育児・介護休業が改正され、来年度以降、段階的に施行されます。
以下が改正内容の主なポイントです。詳細は追って省令等で定められます。

1 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

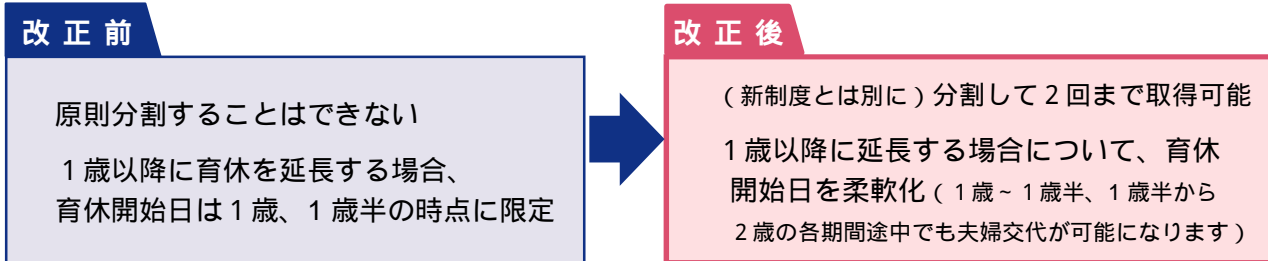
2 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

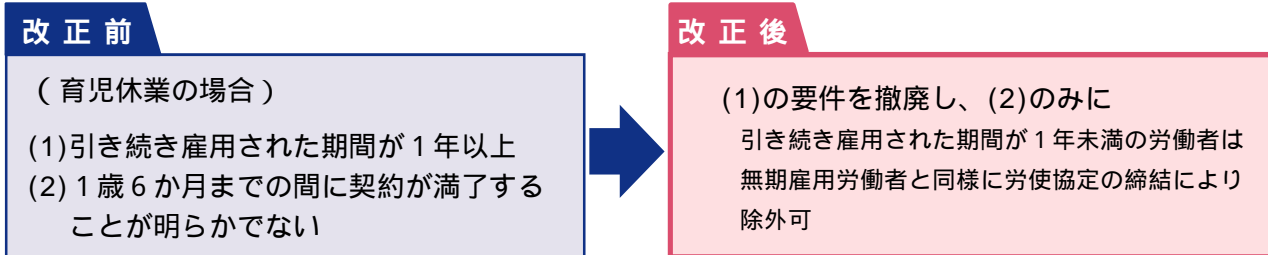
3 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日



4 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日



5 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

問い合わせ先：愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL:052-857-0312